



島根県報

平成29年2月3日（金）

第2,874号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

平成29年2月定例県議会の招集	（財 政 課）	2
介護保険法の規定による指定介護療養型医療施設の指定の辞退	（高 齢 者 福 祉 課）	2
保安林予定森林（2件）	（森 林 整 備 課）	2
漁船損害等補償法の規定による付保義務の消滅	（水 産 課）	3
大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による大規模小売店舗に係る事項の変更の届出（3件）	（中 小 企 業 課）	3
土砂災害警戒区域の指定	（砂 防 課）	7
土砂災害警戒区域の指定の解除	（ " ）	7
ふるさと島根の景観づくり条例施行規則の規定により知事が指定する行為の一部改正	（都 市 計 画 課）	8

【公 告】

島根県職員ポータルシステム構築運用保守業務に係る提案競技の実施	（情 報 政 策 課）	8
公共測量の実施	（技 術 管 理 課）	12

【公安告示】

貴重品運搬警備業務1級検定及び貴重品運搬警備業務2級検定の実施	（警 察 本 部）	12
---------------------------------	-----------	----

【収用委告示】

公示による通知		14
---------	--	----

告 示**島根県告示第36号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条第1項の規定により、平成29年2月16日定例県議会を松江市に招集するので、同条第7項の規定により告示する。

平成29年2月3日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県告示第37号

健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法（平成9年法律第123号）第113条の規定により、次のとおり指定介護療養型医療施設の指定の辞退があったので、同法第115条第2号の規定により告示する。

平成29年2月3日

島根県知事 溝 口 善兵衛

開設者の名称	施設の名称	事業所の所在地	辞退年月日
医療法人陶朋会	介護療養型医療施設 平成記念病院	雲南市三刀屋町三刀屋1294番地1	平成29年2月1日

島根県告示第38号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成29年2月3日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 保安林予定森林の所在場所
邑智郡邑南町布施933-2
- 2 指定の目的
水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び邑南町役場に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第39号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成29年2月3日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林予定森林の所在場所

邑智郡邑南町戸河内570、572、2156、2157、2159、2171、2173から2175まで、2177-1、2177-2、2180-1から2180-6まで、2186-1、2186-2、2187-1、2187-2、2189から2191まで、2211、2212、2215-1から2215-3まで、2216、2217-2、2217-3、2236、2236-1、2271-1、2271-2

2 指定の目的

水源の^{かん}涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び邑南町役場に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第40号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の2第1項第1号の規定により、次の加入区について、平成25年島根県告示第53号による保険に付すべき義務は、平成29年1月24日限り消滅したので、同条第2項及び漁船損害等補償法施行規則（昭和27年農林省令第18号）第26条の3の規定により告示する。

平成29年2月3日

島根県知事 溝 口 善兵衛

隠岐の島加入区

島根県告示第41号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

平成29年2月3日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

みしまや楽山店 島根県松江市西川津町2081-1

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社みしまや 代表取締役 三島 敏功 島根県松江市雑賀町99

(3) 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

氏名又は名称	住所	代表者の氏名	備考
(株) みしまや	島根県松江市雑賀町99	三島 敏功	
(有) サンアイ	島根県松江市南田町124-1	三島 敏功	
昭和食品(株)	福岡県北九州市門司区黄金町6-28	高柳 直希	
(有) 風流堂	島根県松江市白潟本町15	内藤 守	平成28年9月30日退店
金坂 香織	島根県松江市八雲台2-1-32	—	

(変更後)

氏名又は名称	住所	代表者の氏名	備考
(株) みしまや	島根県松江市雑賀町99	三島 敏功	
(有) サンアイ	島根県松江市南田町124-1	三島 敏功	
昭和食品(株)	福岡県北九州市門司区黄金町6-28	高柳 直希	
金坂 香織	島根県松江市八雲台2-1-32	—	
(有) 桂月堂	島根県松江市天神町97	小西 伸明	平成28年10月7日入店

(4) 変更の年月日

上記一覧表のとおり

2 届出年月日

平成29年1月20日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

松江市産業観光部商工企画課(松江市末次町86番地)

4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

(1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

(2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所(団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

(3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

島根県告示第42号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による届出があつたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べる事ができる。

平成29年2月3日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

みしまや川津店 島根県松江市西川津町850-1

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社みしまや 代表取締役 三島 敏功 島根県松江市雑賀町99

(3) 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	住所	代表者の氏名	備考
(株) みしまや	島根県松江市雑賀町99	三島 敏功	
(有) サンアイ	島根県松江市南田町124-1	三島 敏功	
九州惣菜(株)	福岡県北九州市門司区黄金町6-28	西岡 浩志	
(有) 桂月堂	島根県松江市天神町97	小西 章文	平成28年9月30日退店
(株) ツルハグループ ドラッグ&ファーマシー西日本	広島県広島市西区井口明神1-1-10	村上 正一	

(変更後)

氏名又は名称	住所	代表者の氏名	備考
(株) みしまや	島根県松江市雑賀町99	三島 敏功	
(有) サンアイ	島根県松江市南田町124-1	三島 敏功	
九州惣菜(株)	福岡県北九州市門司区黄金町6-28	西岡 浩志	
(株) ツルハグループ ドラッグ&ファーマシー西日本	広島県広島市西区井口明神1-1-10	村上 正一	

(4) 変更の年月日

上記一覧表のとおり

2 届出年月日

平成29年1月20日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

松江市産業観光部商工企画課(松江市末次町86番地)

4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

(1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

(2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所(団体にあってはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

(3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べるができる。

平成29年2月3日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

みしまや三刀屋店 島根県雲南市三刀屋町三刀屋73-5

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

有限会社エムランド 代表取締役 梅木 秀昭 島根県雲南市三刀屋町三刀屋122-1

(3) 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	住所	代表者の氏名	備考
(有) みしまや	島根県松江市雑賀町99	三島 敏功	
東洋食品(株)	福岡県北九州市門司区黄金町6-28	岡野 正則	
(有) 松江月ヶ瀬	島根県松江市末次本町87	川島 茂雄	平成21年5月31日退店
(株) マリンフレッシュ	島根県雲南市木次町里方1027	小林 榮吉	平成28年9月30日退店
(株) ウェルネス湖北	島根県松江市西津田7-11-14	又賀 航一	
(有) ふくま生花店	島根県雲南市木次町木次14	福間 賢造	
錦織 芳美	島根県大田市長久町長久口404-6	-	平成24年10月31日退店
(有) KEJP	鳥取県西伯郡日吉津村日吉津1356-1	三原 元治	平成23年3月31日退店
(有) ハタカメラ	島根県雲南市木次町木次402	畑 勝信	平成27年3月31日退店
(有) オンダククリーニング	島根県雲南市大東町新庄447-9	恩田 肇	非物販

(変更後)

氏名又は名称	住所	代表者の氏名	備考
(株) みしまや	島根県松江市雑賀町99	三島 敏功	平成21年6月1日商号変更
東洋食品(株)	福岡県北九州市門司区黄金町6-28	岡野 正則	
(株) ツルハグループ ドラッグ&ファーマシー西日本	広島県広島市西区井口明神1-1-10	村上 正一	平成22年7月29日代表者変更、平成27年8月16日合併社名変更、平成28年1月25日住所変更
金坂 香織	島根県松江市八雲台2-1-32	-	平成21年1月13日入店
(有) ふくま生花店	島根県雲南市木次町木次14	福間 龍二	平成24年7月31日代表者変更
(株) ヤマスイ	広島県広島市西区商工センター1-2-3	山田 千恵	平成28年10月1日入店
(株) 武田や	福岡県北九州市小倉南区南方2-1-34	武田 弘治	平成28年11月19日入店
吉岡 幸浩	島根県雲南市三刀屋町三刀屋1088	-	平成27年1月1日入店
(有) 貴光	島根県雲南市木次町里方30-2	錦織 敏昭	平成27年4月1日入店

(4) 変更の年月日

上記一覧表のとおり

2 届出年月日

平成29年1月20日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

雲南市産業振興部商工観光課（雲南市木次町里方521番地1）

4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

(1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

(2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所（団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

(3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

島根県告示第44号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次に掲げる土地の区域を土砂災害警戒区域として指定するので、同条第4項の規定により告示する。

平成29年2月3日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 土砂災害警戒区域を指定する市町村の名称

津和野町

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類及び土砂災害警戒区域の名称

(1) 急傾斜地の崩壊

下高野E、畑迫白石D、西谷G、金古屋4、小瀬D、宿の谷G、溪村B、滝谷

(2) 土石流

二反田川、程彼川A、程彼川B、中木屋谷A、程彼川C、金山谷川C、木部谷A、川尻谷A、川尻川、木曾野川支谷、吹野川支川、下組谷、乱谷、西迫川A、吹野溢A、山入川支谷A、山入川支谷B、村田谷、白井シャンシャン谷、白井谷A、鳥井谷、今岳谷、木毛谷川、野中川支谷、木尾谷E、白井谷B、商人川支川、商人上D、直地谷、耕田川、千原谷川、岩瀬戸D、岩瀬戸支谷C、笹山木野川、後田谷、桂溢川、大蔭谷川、鷺原、矢田ヶ迫川、倉谷川右支溪B、下左鑑川、笹峠A、笹峠B、須川谷、小倉谷、下左鑑A、下左鑑B、法蔵寺谷川、岳谷

3 指定の区域

別図に示す区域（「別図」は、省略し、島根県益田県土整備事務所津和野土木事業所及び津和野町役場において一般の縦覧に供する。）

島根県告示第45号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定によ

り、平成21年島根県告示第397号で指定された土砂災害警戒区域に係る指定を次のとおり解除するので、同条第6項において準用する同条第4項の規定により告示する。

平成29年 2 月 3 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 解除に係る市町村の名称
津和野町
- 2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類及び解除に係る土砂災害警戒区域の名称
急傾斜地の崩壊
舟板B
- 3 解除に係る区域
別図に示す区域（「別図」は、省略し、島根県益田県土整備事務所津和野土木事業所及び津和野町役場において一般の縦覧に供する。）

島根県告示第46号

ふるさと島根の景観づくり条例施行規則の規定により知事が指定する行為（平成23年島根県告示第536号）の一部を次のように改正し、平成29年 2 月 3 日から施行する。

平成29年 2 月 3 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

次の1号を加える。

- (8) 海士町景観計画（平成29年海士町告示第1号）に定められた景観計画区域内で行う行為

公 告

島根県職員ポータルシステム構築運用保守業務の調達に係る事業予定者を決定するため、次により提案競技を実施する。

平成29年 2 月 3 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 提案競技に付する事項
 - (1) 名称
島根県職員ポータルシステム構築運用保守業務の調達
 - (2) 仕様
島根県職員ポータルシステム構築運用保守業務に係る提案競技要求仕様書による。
 - (3) 期間
 - ア 島根県職員ポータルシステム構築業務
契約の日から平成29年 9 月30日まで
 - イ 島根県職員ポータルシステム運用保守業務
平成29年10月 1 日から平成34年 9 月30日まで
 - (4) 提案価格の上限額
202,011千円（消費税及び地方消費税を含む。）
- 2 提案競技参加資格に関する事項

提案競技に参加する者は、単独企業にあっては次の(1)に掲げる要件の全てを、共同企業体にあっては次の(2)に掲げる要件の全てを満たし、知事の参加資格の確認を受けたものであること。

(1) 単独企業の資格要件

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させているものでないこと。
- ウ 島根県税（個人の県民税及び地方消費税を除く。）について未納の徴収金（納期限が到来していないものを除く。）がない者であること。
- エ 消費税及び地方消費税について未納の税額（納期限が到来していないものを除く。）がない者であること。
- オ 島根県が実施する入札について指名停止の措置を受け、提出書類の提出期限日においてその措置の期間が満了していない者でないこと。
- カ 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年島根県告示第454号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。
- キ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（これらの法律に基づき更生手続又は再生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、島根県が別に定める手続に基づき入札参加資格の受付がなされている者は除く。）でないこと。
- ク この提案競技に参加する共同企業体の構成員でないこと。

(2) 共同企業体の資格要件

- ア 共同企業体を構成する企業間で、次の内容を規定した協定が結ばれていること。
 - (ア) 目的
 - (イ) 企業体の名称
 - (ロ) 構成員の住所及び名称
 - (ハ) 代表者の名称
 - (ニ) 代表者の権限
 - (ホ) 構成員の出資の割合
 - (ヘ) 構成員の責任
 - (フ) 取引金融機関
 - (ク) 決算
 - (コ) 利益金の配当の割合
 - (ケ) 欠損金の負担の割合
 - (セ) 業務履行中における構成員の脱退に対する措置
 - (ソ) 業務履行中における構成員の破産又は解散に対する措置
 - (ゼ) 解散後の瑕疵担保責任
 - (リ) その他必要な事項
- イ 共同企業体の代表者は、出資比率が最大の構成員であること。
- ウ 構成員の全てが(1)のアからキまでに該当すること。
- エ 構成員は、この提案競技に参加する他の共同企業体の構成員でないこと。

3 提案競技説明書の配布期間及び配布場所

(1) 配布期間

平成29年2月3日（金）から同月13日（月）まで（閉庁日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後

1時までの間を除く。)

(2) 配布場所

松江市殿町1番地(島根県庁本庁舎4階) 島根県地域振興部情報政策課システム企画グループ

(3) 配布手続

配布場所に設置する提案競技説明書受領者受付簿に記載し、守秘義務の遵守に関する誓約書を提出した者に無償で1部を配布する。

4 提出書類の種類及び部数

提案競技に参加しようとする者は、次に掲げる全ての書類を提出すること。ただし、必要がある場合は、補足資料の提出を求めることがある。

(1) 提案競技参加資格確認申請書 1部

(2) 会社概要書又は経歴書 1部(共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部)

(3) 法人の登記事項証明書又は身分証明書 1部(共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部。物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱(昭和45年島根県告示第4号)第4条の規定により入札参加資格の認定を受けている者(以下「登録業者」という。)については、写しの提出で可とする。)

(4) 島根県税に係る納税証明書 1部(共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部。登録業者は、提出を要しない。)

(5) 消費税及び地方消費税に係る納税証明書 1部(共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部。登録業者は、提出を要しない。)

(6) 協定書の写し 1部(共同企業体の場合のみ)

(7) 提案書提出書 1部

(8) 提案書 7部

(9) 見積書 1部

5 書類の提出方法、提出期限及び提出先

(1) 提出方法

郵送又は持参による。

(2) 提出期限

ア 4の(1)から(6)までの書類については、平成29年2月27日(月)午後3時まで(郵送の場合は書留とし、同日午後3時までに必着のこと。)

イ 4の(7)から(9)までの書類については、平成29年3月15日(水)午後3時まで(郵送の場合は書留とし、同日午後3時までに必着のこと。)

(3) 提出先

郵便番号 690-8501

松江市殿町1番地 島根県地域振興部情報政策課システム企画グループ

電話 0852-22-6635 ファックス 0852-22-5969

電子メール infosys@pref.shimane.lg.jp

6 提案競技説明会

提案競技説明会は、行わない。

7 提案競技に係る質問書について

(1) 質問は、期限までに文書により提出すること(ファックス又は電子メールによる質問書の送付も可とする。)

(2) 質問提出期限は、平成29年2月13日(月)午後5時までとする。

(3) 提出先

5の(3)に同じ。

(4) 質問に対する回答は、平成29年2月20日（月）までに、提案競技説明書受領者全員に対しファックス又は電子メールにより通知する。

8 提案競技参加資格確認審査結果の通知

提案競技参加資格確認申請者に対し、平成29年3月6日（月）までに、郵送にて通知する。

9 選定方法

(1) 島根県職員ポータルシステム構築運用保守業務に係る提案競技審査委員会（以下「審査委員会」という。）において、厳正な審査を行い事業予定者を選定する。

(2) 提出書類により参加資格等を審査した後、提案書について必要に応じヒアリングを行う。

(3) 評価及び得点の付与方法は、あらかじめ設定した評価基準に基づき、各評価項目の得点を加算する方法により合計得点を算出する。

(4) ヒアリングの日程等については、提案競技の参加者に別途通知する。

(5) 審査は、次の方法で行う。

ア 仕様書に記載してある要求要件が満たされていることを確認する。

イ 提案書に記載された提案内容を別に定める評価基準に基づき評価する。

(6) 審査委員会による選定の結果については、提案競技参加者に別途通知する。

(7) 審査経過については、公表しない。また、選定の結果に対しての異議申立ては、受け付けない。

10 提案の無効に関する事項

次のいずれかに該当するときは、その者の提案は、無効とする。

(1) 参加する資格のない者が提案したとき。

(2) 所定の日時及び場所に書類を提出しないとき。

(3) 事実と反する申請又は提案に関する不正行為があったとき。

(4) 提案者が、当該提案競技に対して2以上の提案をしたとき。

(5) 提案者が、他人の提案の代理をしたとき。

(6) あらかじめ指示した事項に違反したとき、及び提案者に求められる義務を履行しなかったとき。

11 契約

(1) 契約相手方

審査委員会が選定した者（以下「契約予定者」という。）と地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第1号の規定により、随意契約を行う。

(2) 契約金額

契約予定者から見積書を徴取し、予定価格の範囲内において決定する。

(3) 前金払

前金払は、行わない。

(4) 契約保証金

島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第69条第1項の規定により契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、同規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(5) その他の契約事項

契約予定者と協議の上定める。

12 その他の留意事項

(1) 提出期限後の問合せ、書類の追加及び修正には、原則として応じない。

(2) 提案競技及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(3) 提出書類の著作権は、提案者に帰属する。

(4) 提出書類は、他の提案者に対して非公開とする。

(5) 提出書類は、返却しない。

(6) 提出書類の作成及び提出に要する費用は、提案者の負担とする。

13 提案競技に関する問合せ先

5の(3)に同じ。

14 Summary

(1) Nature and quantity of services to be required : One set of Shimane Prefecture portal system

(2) Deadline for submission of proposal documents : 3 : 00 p.m. 15 March 2017

(3) For further details contact : Information Policy Division 1 Tono-machi, Matsue City, Shimane Prefecture, 690-8501, Japan

TEL : 0852-22-6635

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について安来市長から次のとおり通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

平成29年2月3日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 作業種類

公共測量（基準点測量）

2 作業期間

平成28年11月16日から平成29年3月27日まで

3 作業地域

安来市広瀬町富田地内

公 安 委 員 会 告 示

島根県公安委員会告示第11号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第23条第1項に規定する検定を次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第7条の規定により告示する。

平成29年2月3日

島根県公安委員会委員長 堀 江 正 俊

1 検定を実施する警備業務の種別、級、実施日時及び定員

種別及び級	実 施 日 時		定 員
貴重品運搬警備業務1級	学科試験	平成29年5月11日（木）午前9時30分から午前11時まで	5人程度
	実技試験	平成29年7月1日（土）午前8時30分から午後5時まで	
貴重品運搬警備業務2級	学科試験	平成29年5月11日（木）午前9時30分から午前11時まで	5人程度
	実技試験	平成29年6月17日（土）午前8時30分から午後5時まで	

2 実施場所

(1) 学科試験

松江市打出町250番地1 島根県運転免許センター

(2) 実技試験

広島市佐伯区石内南三丁目 1 番 1 号 広島県運転免許センター

3 検定の内容

次の科目について学科試験及び実技試験を行う。ただし、実技試験は、学科試験の合格者に対してのみ行う。

(1) 貴重品運搬警備業務 1 級検定

区 分	科 目
学科試験	<ul style="list-style-type: none"> ○ 警備業務に関する基本的な事項 ○ 法令に関すること。 ○ 貴重品運搬警備業務を実施するために使用する車両（以下「貴重品運搬警備業務用車両」という。）並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。 ○ 貴重品運搬警備業務の管理に関すること。 ○ 運搬中の現金、貴重品、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
実技試験	<ul style="list-style-type: none"> ○ 貴重品運搬警備業務用車両並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。 ○ 貴重品運搬警備業務の管理に関すること。 ○ 運搬中の現金、貴重品、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 貴重品運搬警備業務 2 級検定

区 分	科 目
学科試験	<ul style="list-style-type: none"> ○ 警備業務に関する基本的な事項 ○ 法令に関すること。 ○ 貴重品運搬警備業務用車両並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。 ○ 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
実技試験	<ul style="list-style-type: none"> ○ 貴重品運搬警備業務用車両並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。 ○ 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

4 受検資格

(1) 貴重品運搬警備業務 1 級

島根県内に住所を有する者又は島根県内の営業所に属する警備員であって、次のいずれかに該当するもの

ア 検定規則第 4 条に規定する 2 級の検定（貴重品運搬警備業務に係るものに限る。）に係る法第 23 条第 4 項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者であって、同合格証明書の交付を受けた後、貴重品運搬警備業務に従事した期間が 1 年以上であるもの

イ 都道府県公安委員会がアに掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

(2) 貴重品運搬警備業務 2 級

島根県内に住所を有する者又は島根県内の営業所に属する警備員

5 受検手続に関する事項

(1) 受付期間

平成 29 年 4 月 17 日（月）から同月 21 日（金）までの午前 8 時 30 分から午後 5 時まで。ただし、いずれも申請順に受け付け、定員に達した時点で受付を締め切る。

(2) 受付場所

島根県内の住所地を管轄する警察署又は申請者が島根県内の営業所に属する警備員である場合には、当該営業所の所在地を管轄する警察署

なお、郵送による申請は、受け付けない。

(3) 提出書類

ア 検定申請書（検定規則別記様式第1号）1通

イ 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）2葉

ウ 島根県内に住所を有する者にあつては、住所地を疎明する書面又はその者が警備員である場合にはその者が島根県内に所在する営業所に属することを疎明する書面1通

エ 島根県外に住所を有する者にあつては、その者が警備員として島根県内に所在する営業所に属することを疎明する書面1通

オ 貴重品運搬警備業務1級検定を受検しようとする者で、4の(1)のアに該当するものにあつては、2級検定に係る合格証明書の写し及び貴重品運搬警備業務に従事していたことを証明する警備業者等が作成する警備業務従事証明書各1通。ただし、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、4の(1)のアに掲げる者に該当することを誓約する書面及び履歴書各1通を警備業務従事証明書に代えて提出すること。

カ 貴重品運搬警備業務1級検定を受検しようとする者で、4の(1)のイに該当するものにあつては、1級検定受検資格認定書の写し1通

(4) 検定手数料

16,000円

検定申請書の提出時に、島根県収入証紙を手数料納付書に貼り付けて納付すること。

なお、検定申請を受理した後は、検定手数料は、還付しない。

6 受検票の交付

受検票は、検定申請書を提出した警察署を通じて交付するので、検定当日に持参すること。

7 検定の実施

この検定は、鳥取県公安委員会、島根県公安委員会及び広島県公安委員会が共同で実施する。

8 問合せ先

島根県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話0852-26-0110 内線3034）又は島根県内の最寄りの警察署生活安全（刑事）課（係）に行くこと。

収 用 委 員 会 告 示

島根県収用委員会告示第3号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第46条第2項の規定により通知すべき書類は、次のとおり島根県収用委員会事務局（島根県土木部用地対策課内）において保管しているので、土地収用法施行令（昭和26年政令第342号）第6条の2において準用する同令第5条第2項の規定により公示による通知をする。

平成29年2月3日

島根県収用委員会会長 岡 崎 由美子

1 通知すべき書類

平成29年1月25日付け島収第32号 審理の開始について（通知）

2 通知を受けるべき者の氏名及び住所

土地登記名義人（亡）石川庄作の相続人のうち書類を送達すべき場所を確知できない次の者

氏名 石川 綾子

住所 不明

3 書類の受領等

出頭の上、通知すべき書類の交付を受けること。

受領しないときは、平成29年2月24日をもって通知があったものとみなされる。